

提出された意見とそれに対する市の考え方及び修正点

No.	該当ページ	項目	意見の要点	市の考え方
				修正点
1	-	-	<p>組織的に資源物を持ち去る行為に対しては、罰則もやむなしと考えますが、生活に困窮し、空き缶回収等で生計を維持している人が亀山にいるのかわかりませんが、そのような人たちに対する配慮は必要かと考えます。</p> <p>また、結果的にリサイクルされているのであれば問題はないとも思えます。持ち去りが行われる背景や状況をじっくり調べ、対策方法を総合的に考えるべきと考えます。</p>	<p>生活困窮者への自立支援と市民の皆様がごみ集積所ですべていただいた資源物の取り扱いには別に考える必要があります。</p> <p>今回の条例改正の目的は、本市のごみの分別・リサイクルシステムの維持、市民の不安感の排除、市による適正処理の確保の三つの観点からごみ集積所から資源物を持ち去る行為を禁止することにあります。</p> <p>なお、本市にはホームレスの方の存在は確認しておりません。</p>
				修正なし